

就業規則等に係る制度の 改善をはかる！！

中央本部は本日、就業規則等の改正について会社から提案を受けました。提案された項目は以下の通りです。

1. 年次有給休暇制度の一部見直し
2. ハラスメント防止策の強化にかかる改正
3. 社員の個人情報にかかる規定の新設
4. 同一労働同一賃金への対応

年次有給休暇について、現在は入社月により付与期日が定められているため、全社員が4月1日付与となるよう調整が行なわれます。また、年休5日間取得義務化に伴い、会社が社員から意見の聴取を行ない、社員の意見を尊重してあらかじめ時季を指定して年休を取得させることが明記されます。同一労働同一賃金については、①契約・臨時社員へ特殊勤務手当および年末年始勤務手当の支給。②臨時社員の夜勤手当割増率を社員と同じ割増率に引き上げ。③契約・臨時社員へ出向休職、出向手当および出向特別手当を追加し、社員と同様に支給。④シニア社員へ結婚休暇の付与が改善されました。

中央本部は、中途採用者の年休付与数に不公平感があることは否めないが4月～10月入社までの社員に不利益はなく労基法にも抵触していないこと、また年休5日間取得義務は会社側の責任であり、結果として取得しきれなかった社員に責任はないことを確認しました。

制度の改善は組合員からの長年の要求であり前進がはかられたことから、中央本部は提案内容について大筋合意とし妥結しました。引き続き組合員の要求実現にむけ取り組みます。